

発刊の辞

宗教学会理事長 谷口知平

信教の自由、国家の宗教に対する中立をめぐる憲法の解釈、宗教団体主宰者の地位、宗教団体の財産、宗教団体の離合、墓地などをめぐる紛争について、裁判上の解決を求められることが、益々多くなってきた。直接には宗教法人法や憲法の解釈論争である場合が多いが、そのほか、行政法、税法、裁判所法、民事訴訟法、商法、商標法、刑法など実定法とかかわりをもつと共に、説得力ある事件解決のためには、慣習や習俗と法の関係、宗教学、宗教史、宗教社会学、宗教経済学などの基礎知識を要し、全世界における政教分離の実情や学説判例などの研究参照が不可欠と思われる。宗教に関連する諸々の紛争や論議の解明には極めて広い学際的な研究にまつべきものが多い。

このことを考えて、一応公私法学、法社会学、法哲学、法史学などを研究する学究者を中心としつつ広く関連する諸学究の協力と教示を得て、政治や宗教を超えて研究討議を行う学術団体として宗教学学会が創立された。

なにを宗教法と呼ぶか、宗教法なるものを定義することはなはだむずかしいが、漠然としながらも、信教自由、政教分離の憲法原理の上に、宗教にかかわりある法を研究することを宗教法研究と称することに発足することにした。

宗教学学会は、内外の学際的、純理論的研究の報告や、宗教法問題の理論的実際的共同討議を行うことを目的としているが、宗教団体の組織や運営に直接従事されている宗教実務家のために賛助会員の制度を設け、正会員の研究報告について実務家の立場からこれを批判し、参考としていただくことを期待すると共に、賛助会員のための宗教法制研究会を催し、実務家の実務体験にもとづく教団運営の実情や法的処理などの報告を中心に研究者との討議によって

理論と實際との乖離を避け、協同を図り、理論の実務家への寄与を志し、実務家による教示を受ける場とすることを期待している。

本学会の事業として機関誌の刊行があるが、古くから宗教界においては専門の新聞、雑誌があり、会員の諸学究も、所属の学校や研究機関の刊行物、あるいは、それぞれの専門雑誌に丹念な研究論文を発表せられるであろうから、差当り宗教学学会における報告を基礎に、宗教学関係の既往の文献目録と、宗教学関係研究者の動静などの記事を以て編集され、ここに漸く創刊号を刊行する運びとなった。

宗教学学会は、信念や信仰の論争の場となることを避け、冷静に純学問研究の場となることを念ずるのが発起者一同の望むところであったので、すでに宗教学関係の研究を公表せられている学究者によって極めて少数数の会員をもつて発足した。

けれども宗教学関係の紛争も漸次多くなり、これを国の裁判所の法的判断により解決したいという国民の要請の増加や、宗教学関係紛争が毎日のように報道されるなかで、若い学究者の宗教学法に関する関心も高まり、丹念な研究労作が盛んになってきたように思われるので、新進の真摯な研究者の加入を得て、着実に健実に発展して行くことを期待し希念するものである。

そしてこの学会誌が単に宗教学関係者の動静や学会報告の記事のみでなく、宗教学の専門学術誌へ成長することが目標ではあるが、何分にも発足したばかりの小さい学会であるからこのような小さな形で発足するほかなかったことを御了解頂きたい。

宗教学の概念もそのうちには明らかに形成され、学会が成長して多くの貴重な研究が発表されるなかで、本誌が宗教と法に関する権威ある専門誌に成育するよう会員の諸兄ならびに関係諸方面の方々に御支援をお願いする次第である。